

すべての子どもたちに



養護教諭との出会いを!



子どもたちがいる学校

すべての学校に養護教諭を

標準法では、3学級以上の小学校・中学校に養護教諭を配置すると定められています。そのため、子どもの数が少ないへき地校や極小規模校では、養護教諭が配置されていません。子どもの数が減ったことで、次の年には配置されず、気になる子どもを残してやむなく異動せざるを得ないケースも起こります。



先生にゆっくりといっぱい話を聞いてもらえるので嬉しいです。

保健指導の時間はいろいろな話が聞けて楽しいです。

保健室には、いつも先生がいてくれるので安心です

複数配置校からの声

☆.....☆

2人だからできること

- 一人でない心強さがあり、何事もプラス志向で共有し理解できる
- 感染症対策でも迅速に対応でき、情報も共有し、安全を図れる
- 複数配置の移動の際、引き継ぎの心配もな〜スムーズ〜

高校校では・・・

高校の設置基準が2004年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では、いっそう配置の遅れが懸念されます。また、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況になります。

特別支援学校では・・・

特別支援学校では、児童・生徒数61人以上になると複数配置となっています。障害の多様化により在籍数が大幅に増加し400人以上という学校もありますが、2人配置のまま大変な状況です



養護教諭の全校・全課程配置を！養護教諭の複数配置を！